

# 市川市住居表示審議会

## 会議録

審議会等の名称	平成29年度第3回市川市住居表示審議会	
開催日時	平成30年3月23日(金) 午後2時00分から午後3時20分	
開催場所	市川市仮本庁舎4階第1委員会室	
出席者	委員	朽木会長、森谷副会長、阿多委員、饗場委員、菅原委員、山崎委員、山田委員(代理人出席)、萩野谷委員(代理人出席)、杉山委員、大槻委員
	所管課	菅原総務部長、植草総務部次長 総務課：三枚堂課長、中澤副参事、 寺沢住居表示担当副参事、高橋主任、市川主任
	関係課	

### 【朽木会長】

定刻となりましたので、第3回市川市住居表示審議会を開会いたします。議事に入ります前に委嘱辞令及び解嘱辞令の交付がございますので、よろしくお願いたします。

### 【寺沢副参事】

会議に先立ちまして、住居表示審議会委員への委嘱状及び解嘱状交付式を執り行います。2月6日付けの市川警察署長の人事異動により、小野委員が解嘱となり、新しく山田 和幸(やまだ かずゆき)様に住居表示審議会委員を委嘱いたします。本日は所用により欠席ですが、会長席の前までお願いたします。菅原部長、お願いたします。

———委嘱辞令、解嘱辞令の交付———

以上で委嘱状及び解嘱状の交付は終了いたしました。なお、菅原部長、植草次長は公務が入っているため、ここで退席させていただきます。

### 【菅原部長】

それではご審議のほどよろしくお願いたします。

### 【朽木会長】

それでは議事に移ります。本審議会は原則、公開ですので、傍聴人の受付を開始してください。

———傍聴人なし———

諮問事項の審議ということですが、前回の現地視察の後、会長、副会長と事務局で答申案の作成について、打合せをいたしました。そのなかで何かたたき台のようなものがないと議論するのが難しいということになり、答申書の見本を作って事前に委員の皆さんに配布するよう事務局に依頼しました。それでは答申書の見本について事務局より説明をお願いします。

### 【寺沢副参事】

それでは、答申書の見本について、ご説明いたします。見本は開催通知に同封させていただきましたが、本日、お忘れの方はいらっしゃいますか。

まず、左上に1枚目【基本形】と書かれたものをご覧ください。今回の諮問事項は、昭和58年3月に住居表示を実施すべき地域として議決されながら、いまだ実施に至っていない地域につきまして、区域のブロック化とその実施順について、諮問させていただいたものでございます。

答申は住居表示審議会会長から市長宛の文書ですが、皆さまご存知のとおり現在市川市長が不在のため、市川市長職務代理者宛にお願いします。

本文は、『本審議会は、平成29年11月1日付けの諮問に応じ、昭和58年3月に「住居表示を実施する区域」として議決された区域のブロック化及び実施順に関し、慎重に審議した結果、下記の実施順で別図のとおり区域をブロック化して実施されるよう答申する。』となるかと思えます。別図とはブロック範囲の地図を指します。

下記にて、実施する順番とブロックの範囲を記すことになるかと思えます。ですので、前半の〇〇にはブロック名、例えば稲越ブロックや大野ブロックが入り、後半の〇〇には現町名、例えば稲越町全域や大野町1丁目全域などが入ります。このブロック名とは、便宜的に付けているものなので、今後審議する町名とは全くの別物です。

基本は恐らく1枚目のような形式になるかと思えますが、2枚目は答申事項のほかに実施に際して審議会から要望等を付け加える場合の形式です。下線部の部分が要望事項です。

下の黒枠内に前回、前々回の審議会で委員の皆さまからの意見のなかで要望事項になりそうなものをまとめました。

例えば、地元住民の意見を取り入れるようにして欲しい、元々のコミュニティーが崩れないように配慮して欲しい等です。それぞれの地域ごとですと、稲越は北千葉道路が将来、開通する、大野は2丁目と3丁目に分断されてしまう、北方町は建物がほとんどない地域もある、このようなことがあるかと思えます。

この見本が、本日のご審議の一助となれば幸いです。説明を終わります。

### 【朽木会長】

只今の事務局の説明について、不明な点などはございませんか。

それでは、審議に入っていきたいと思えますが、3点ほど論点がありそうなのでまとめたいと思えます。

1点目はブロック化して実施すべきか否かということです。ブロック化する場合は、事務局が示したブロック案でよいかどうかの是非を審議する必要があります。

2点目は実施順についてですが、前々回の事務局の説明では、稲越、大野、北方町の順で街区が形成されているということでしたが、その順番で実施することでよいかどうかの是非についてご検討いただければと思います。

3点目は答申書に要望等を付け加えるかということです。付け加えるとすればどのようなことを付け加えるかということでもあります。

いっぺんに議論すると錯綜する可能性もありますので、この3点についてそれぞれ審議していただければと思います。

ではまず1点目のブロック化して実施すべきか否かについてです。ブロック化する場合は、事務局が示したブロック案でよろしいかどうか、ご意見ある方はいらっしゃいますか。

**【森谷副会長】**

ブロック化については、隣接した地域である程度一体的に実施したらよいかと思うので、事務局のブロック案のとおりでよろしいかと思えます。

**【朽木会長】**

他にブロック化について何かございませんか。特にご意見が無ければブロック化して実施すべきである、またブロック化の際は事務局案のとおりでということで答申したいと思えますがよろしいでしょうか。

———異議なし———

では、ブロック化については、当初案のとおりといたします。

では次に2点目の実施順についてですが、事務局からの説明では、稲越町、大野町、北方町の順番でという意見がありましたが、これについてそれぞれの委員の皆さま方から何かご意見ございますか。

**【阿多委員】**

これは、優先順位はあるのでしょうか。例えば、人口密度とか。

**【寺沢副参事】**

優先順位を特に示しているものはありませんが、これまでのご説明のとおり街区が成熟している、街区形成率が高い地域から実施していくのが望ましいのではないかと考えております。

**【阿多委員】**

それぞれの地域に特徴があると思えます。稲越はなぜ実施していなかったのかというくらい建物の密度が高いですし、北方町は昔からの集落、村落の地域もあります。昭和58年3月に議決されたということですが、ちょうど当時はバブルの入り口で現在は逆で街が縮小している時期です。住居表示を実施するとすれば、最後の機会かもしれません。このなかで優先順位があるとすれば人口密度で見て稲越が高いと思えます。3ブロックとも全て実施するのですか。

**【朽木会長】**

実施の順番を決めるのであって実施の時期を決めるのではないので、実施にはまだ早急であるということであれば、実施順を後ろにするということではできると思えます。

**【山崎委員】**

街区の成熟順で考えればこの順番が妥当かなと思えます。

**【饗場委員】**

大野町の2丁目と3丁目はそれぞれ一部を外さなければならないのでしょうか。なぜこのような区割なのでしょう。

**【寺沢副参事】**

ブロック化した区域については昭和58年の議会で別図という地図で指定されたうえで議決された地域

であり、結果的に丁目が分かれてしまっております。あくまで前提は議決された区域であるということです。

**【朽木会長】**

例えば、要望事項のなかに大野町2丁目と3丁目に分断されるので、実際に実施していくときに慎重を期するというのを要望することはできると思います。

**【阿多委員】**

大野町2丁目、3丁目を分断して指定した経緯を聞いてみてはいかがでしょうか。

**【饗場委員】**

少し議題から外れるかもしれませんが、自分の住む近所では、道路を隔てて2、3軒だけが別の町会になっているのですが、そのために回覧板が届かなかったり不便を感じることがあります。将来、避難訓練のときでも別の町会だから参加できない、生活圏が分断されるというような不便がないようにして欲しいというのが市民としての要望です。昭和58年当時のことは分からないかもしれませんが、大野町2丁目、3丁目の区割がなぜこのようになっているのでしょうか。

**【市川主任】**

昭和58年当時のことは推測となりますが、恐らく主要な道路で区切ったからだと思われます。大野町2丁目を分断している道路は、本八幡駅から北に延びるバス通りです。大野町3丁目の東側も主要な道路であり、道路で囲われている区域が住居表示すべき区域としているのだと思われます。また、昭和58年当時は、JR武蔵野線が開通して間もなくのころであり、大野土地区画整理の最中でありました。大野土地区画整理の地区は、昭和61年に南大野1～3丁目として住居表示が実施されましたが、この地域は区画整理の区域から外れ住居表示が実施されないまま残っていた地域となります。

**【朽木会長】**

他にご意見はございませんか。実施順は稲越、大野、北方町の順でよろしいでしょうか。

———異議なし———

それでは第2点目については、このような順番にしたいと思います。

では3点目です。答申書に要望等を付け加えるかどうか、また付け加えるとすればどのような文言を付け加えるかということについて議論していきたいと思います。具体的な文言も決めていかなければなりませんので、さきほどご意見と同じでも構いませんので、何かご意見ございますでしょうか。

**【菅原委員】**

見本の事例の1つめについては入れていただくべきと思います。

**【朽木会長】**

地元住民の意見を可能な限り取り入れるというものです。これはさきほどの饗場委員の意見にも通じるところがあると思います。

【阿多委員】

答申が出てからの住居表示が実施されるまでのプロセスを教えてください。

【寺沢副参事】

答申に沿って具体的に動いていきます。まず、実施順第1のブロックの地元住民や自治会向けに説明会を行い、同時に審議会では町割や町名について審議していただきます。住民向けのアンケートも行い、住民合意を得ながら進めていきます。

【阿多委員】

期限を切って進めていくのですか。

【寺沢副参事】

どのような状況になるか分かりませんので、期限を切らずに進めていくことになるかと思います。

【朽木会長】

スケジュールは審議会で議論しながら決めていくのですか。

【寺沢副参事】

次回の審議会でスケジュール案を提示しますので、ご検討いただければと思います。

【朽木会長】

今後の進め方については、よろしいでしょうか。

よろしければ他に何か入れておいた方がいいというご意見ございますか。

【森谷副会長】

地域住民の意見を可能な限り取り入れるというのと共通するところかもしれませんが、元々の生活圏を崩さないようにするというのも入れた方がよいと思います。

【朽木会長】

そうすると例えば、要望事項の2番目に元々の地域コミュニティーを崩さないようにするという文言に元々の地域コミュニティーや生活圏を崩さないようにするというように盛り込むことも可能かと思います。

【阿多委員】

でも、これは主観的なことで地域の住民でないということもあるので難しいですね。ただ大枠ではよいと思います。

【朽木会長】

地域住民へ向けて説明会等をしっかり行って意見を取り入れてということになっていくと思います。

**【阿多委員】**

私も色々な審議会をやっていますが、どのように実施しても必ずクレームはあると思います。この文言を入れるのは大卒ではよいと思います。

**【山崎委員】**

可能な限りという文言を付け加えた方がよいと思います。

**【菅原委員】**

元々というのはいつのことなのか、実施する時点であれば街の様子も変わっていると思いますし、例えば大正時代や江戸時代のことなのかよくわかりませんので、無くてもよいかもしれません。

**【寺沢副参事】**

例えば、既存という文言ではいかがでしょうか。

**【朽木会長】**

では一度まとめたいと思います。文言としては、既存の地域コミュニティ・生活圏を可能な限り崩さないようにするということではいかがですか。

——異議なし——

それでは次に各ブロックに対しての要望はいかがでしょうか。

**【阿多委員】**

将来、北千葉道路が通るというのも、だからどうするというのが欠けていますね。

**【朽木会長】**

そうすると例えば、北千葉道路が通ることに配慮することでしょうか。同じような文言で配慮と考慮がありますが、どちらがよろしいでしょうか。

**【山崎委員】**

配慮がよいと思います。

**【朽木会長】**

それでは稲越ブロックについては、将来、北千葉道路が通ることに配慮することではいかがでしょうか。

——異議なし——

では、大野ブロックはいかがでしょうか。さきほど饗場委員から分断されることについて意見も出ましたが。

**【阿多委員】**

これは何か弊害があるのでしょうか。地域の人じゃないとわからないような。分断して欲しくないなど。無ければ問題ないですが。

**【菅原委員】**

これが1つに括られるとか括られないということではなく、細かく決まっていきたいと思います。そうしますとそれが例えば1丁目であれば、今回対象でないところが2丁目になったりとか1丁目の中に括られるとかそういうイメージで考えていたのですが、それは違いますか。

**【寺沢副参事】**

そうではなくて、住居表示実施の前提として、その区域について議会の議決が必要となります。今、ご提案しているのは昭和58年に議決された大野町の区域になります。したがって今後ということであれば、既に議決された区域に加えるということになると思います。そうしますと議会の議決を取らないと進めることができないということになるかと思えます。

**【菅原委員】**

次のチャンスのときにすでに決まった区域が広がりもしないしという固定的な考えではありませんよね。

**【寺沢副参事】**

そうです。今後、残った区域を実施するのであれば、必要な手続きを踏まなければならないということになります。

**【朽木会長】**

では、実際にそのブロックの順番が来たときの答申のなかに盛り込んで、議会に判断を促すということができるのでしょうか。

**【寺沢副参事】**

そうです。まずは議会の議決が必要です。

**【朽木会長】**

大野町が分断されることに配慮するではおかしいので、分断されることに留意するということではいかがでしょうか。

**【寺沢副参事】**

留意すると明記すれば、菅原委員のおっしゃったことをどうしても考える必要が出てきますので、大切な表現だと思います。

**【朽木会長】**

それでは大野ブロックは2丁目と3丁目に分断されることに留意するという文言でよろしいですか。

——異議なし——

それでは最後になりましたが、抽象的ですが北方町について建物があまりないという例ですが、いかがでしょうか。

**【阿多委員】**

地元の人々は本当に住居表示の必要性を感じているのでしょうか。昔からの表示であまり不便を感じていないとか。

**【寺沢副参事】**

アンケート調査はまだ行っておりませんし、現時点では実施要望もありません。議決をいただいている北方町のブロックについては、実施の際には慎重を期する必要があるということになるのでしょうか。今後引き続き検討するですとか。

**【菅原委員】**

北方町に住んでいる者からすれば、現時点の審議会の答申内容、要望事項としては入れる必要はないのではないのでしょうか。ただ私が気になりますのは、北方町4丁目は非常に広い区域で、それが北方1～3、本北方1～3、残りで北方町4丁目が残っていますが、当時地元の人が頑張ったという話を聞きますが、私はその頃は住んでおりませんので分かりませんが、特に現時点では必要のある内容ではないと思っております。

**【朽木会長】**

まだ早いのではないかと、必要ないのではないかと意見が出ておりますが、それであれば北方町ブロックは建物があまりない地域があり、実施時期については慎重を期す必要があるという文言にすれば、当座先延ばし、状況を見据えることが可能になると思います。

**【阿多委員】**

住居表示を実施すべき区域として議決されているということはいずれ実施しなくてはならないということですよ。

**【寺沢副参事】**

そうです。議決されておりますから。ただ、いつとは言及されていませんので、会長がおっしゃったように実施する時期は慎重を期す必要があるという文言が妥当ではないかと思えます。

**【朽木会長】**

それであれば実施しないとも言っていないですし、かといってすぐに実施すると言っているわけでもありません。

**【阿多委員】**

議決された当時と時代背景が全く異なります。コンパクトシティー化が叫ばれている昨今において何故今、実施しなければならないのかと云わざるを得ません。従来からの特色ある地域は実施しなくても良いのではないかとも思えます。しかしながら、いずれかの時点に於いて実施しなければならないのであれば、先送りにするというのも止むを得ないと思えます。



**【朽木会長】**

このような形でご賛同いただけたかと思いますが、よろしいでしょうか。

——異議なし——

それでは今の意見を反映して事務局に答申案を作成していただきたいと思います。そして暫時、作成するまで休憩としたいと思います。

**【寺沢副参事】**

皆様、ご審議ありがとうございました。ここで20分程度休憩をはさみまして、今の議論の内容を反映させた答申書を作成して参ります。少々お待ちください。それでは休憩に入らせていただきます。

——休憩——

——答申書を各委員へ配布——

**【朽木会長】**

事務局から配られた答申書をご確認いただきまして皆様の意見が反映されているかどうかご確認ください。

**【阿多委員】**

すみません。もう一つ付け加えたいことがあります。市街化区域や市街化調整区域の都市計画上の線引きに配慮してほしいのです。

市街化調整区域というのは、本来、建物が建てられない、市街化を抑制する地域ですので、そこに住居表示を実施するのはおかしいということもあると思います。そこを考慮しないとならないと思います。

**【朽木会長】**

その文言を入れる場所は、2と3の間がよいと思います。2までは全体的なこと、3から先は各ブロックのことということで分けられますので。それでは文言としてはどういたしましょうか。

**【阿多委員】**

都市計画上の線引き（市街化区域、市街化調整区域）に留意することでしょうか。

**【市川主任】**

例えば、住居表示を実施するにあたり、都市計画上の線引き、用途地域についても留意するというのはいかがでしょうか。

**【阿多委員】**

用途地域というと市街化区域に限定されてしまうのでよくありません。市街化調整区域というのは用途地域が決まっておきませんので。市街化区域、市街化調整区域の線引きにも留意するという文言がよいかと思います。

影響は結構大きいと思いますよ。市街化区域にするとガスや水道、下水などを整備する義務が市には生じてきますので、縦割りとはいえ影響は大きいと思います。

**【寺沢副参事】**

では、それを3として以下を4, 5, 6として繰り下げますか。

**【朽木会長】**

皆さんそれでよろしいですか。

——異議なし——

**【寺沢副参事】**

再度、答申書を作成してまいりますので、少々お待ちください。

——休憩——

**【山崎委員】**

北方町ブロックの箇所は建物があまりないという文言はよくないのではないのでしょうか。

**【朽木会長】**

建物が少ない地域があるということでしょうか。

**【阿多委員】**

建物等が散在する地域があるという文言がよいのではないのでしょうか。

——答申書を各委員へ配布——

**【朽木会長】**

この内容で答申してよろしいでしょうか。

——異議なし——

では、ご同意いただきましたので、このあと、市長職務代理者に手渡したいと思います。

連絡事項等、事務局からあればお願いします。

**【寺沢副参事】**

本日はありがとうございました。

次回の会議の日程ですが、新年度の1回目は平成30年5月9日（水）午前10時から開催したいと思います。

次回の議題についてですが、本日、実施順の答申を出していただきましたので次回の会議から具体的に1番目の稲越ブロックの検討に入っていきたいと思います。次回は、町名（案）、町割（案）、スケジュール（案）をお示ししたいと思っております。

また本日の会議録につきまして前回同様、事務局で作成したのち皆様にお送りさせていただきますので、ご確認のほどお願いいたします。連絡事項は以上です。

**【朽木会長】**

他に連絡事項が無ければ、終わりにしたいと思います。本日はお忙しいところ、ご審議いただきありがとうございました。これにて閉会といたします。